

議第142号

京都市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について

京都市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月25日提出

京都市長 松井孝治

(京都市事務分掌条例の一部改正)

第1条 京都市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「基本構想」を「京都基本構想」に改める。

(京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例の一部改正)

第2条 京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想及び基本計画（当該基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。）並びにこれらに基づき定められた」を「京都基本構想その他」に改める。

(京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例の一部改正)

第3条 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「（基本計画（地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。）において定める市政の各分野における基本的な方針をいう。以下同じ。）」及び「（基本計画において定める政策を推進するための個々の具体的な方針をいう。以下同じ。）」

を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例の一部改正に伴う適用区分)

2 第3条の規定による改正後の京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例の規定は、令和9年度以後に実施する評価について適用し、令和8年度に実施する評価については、なお従前の例による。

提案理由

京都基本構想の策定に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。